

II 役員（常勤）の報酬に関する規程

（総 則）

第 1 条 公益社団法人 日本建築士会連合会（以下「本会」という。）の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬及び通勤に要する費用については、この規程に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（報 酬）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（報 酬）

第 2 条 常勤役員の報酬は、年俸とする。
2 常勤役員の報酬は、本会の資産及び収支を勘案し、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法第 9 号）第 6 条に規定する指定職俸給表が適用される職員が受ける年間給与に準じ、次の各号に定める範囲内で理事会の議決を経て、会長が、別に定める。

附 則（報 酬）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（報 酬）

この規程は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

(1) 副会長 指定職俸給表

3 号

(2) 専務理事 指定職俸給表

3 号

(3) 常務理事 指定職俸給表

2 号

3 支給方法は、毎月、指定の銀行振り込みとする。

4 支給形態は、現金支給とする。

（報酬月額）

第 3 条 報酬は、年俸の 1/2 分の 1 を報酬月額として、毎月支給する。

（通勤に要する費用）

第 4 条 常勤役員の通勤に要する実費を支給する。

（端数処理）

第 5 条 報酬月額の算定において生じた 100 円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

（細 則）

第 6 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。